



平成19年7月24日

農林水産省  
経営局協同組織課共済担当 御中

在日米国商工会議所  
保険小委員会  
東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MTビル10階

**「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見**

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年6月25日付で公表された「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

the american chamber of commerce in japan  
masonic 39 mt bldg. 10f 2-4-5 azabudai, mintato-ku, tokyo 106-0041  
在日米国商工会議所  
〒106-0041東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階  
tel 03 3433 5381 fax 03 3433 8454 www.accj.or.jp

## 「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見

在日米国商工会議所（ACCJ）は、共済金の支払管理態勢を改善し、またJA共済が販売する共済が利用者のニーズに合致した内容であることを確保するための農林水産省のご尽力を歓迎いたします。また、平成19年6月25日付で農林水産省より発表された意見募集のご案内により、意見提出の機会を1ヶ月間にわたってご提供いただきましたこと、「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」（指針）の全文を公表されたことに対して感謝いたします。しかし、消費者保護の水準を保険業法下の水準に近づけるための、指針改正における農林水産省の努力を歓迎する一方で、同時にJA共済が引き続き民間競合者と同じ規制、義務を課されないままであることをACCJは懸念しております。

ACCJは日本政府に対し、JA共済が1)金融庁規制下にある民間競合者と同じ水準の税金を支払うこと、2)破綻が起きた際に契約者を保護するため、セーフティネットへ資金を拠出すること、3)完全に保険業法規制下に置かれている保険会社と同じ規制・監督を受けること、を要請し、民間競合者との間に平等な競争環境を確立することを要望いたします。JA共済は保険業法の規制下になく、セーフティネットへの資金拠出が免除され、販売員の資格取得が義務づけられておらず、検査基準が金融庁のそれと比較して透明性が低く、運用においても厳格性に欠けるため、JA共済の商品は、保険業法が適用される保険会社の商品よりも消費者保護の面で劣ると言わざるをえません。ACCJはJA共済とその民間競合者の間に平等な競争環境が確立されるまでは、JA共済の業務拡大が認められないよう要請いたします。

ACCJはまた、以下の意見を申し上げます。

1. 指針のII-3-6-1-2(14)⑩は、利用者のニーズを確認する必要性が高いと考えられる共済仕組みの場合には、利用者が共済契約を締結するまでに意向確認書面の作成・交付を義務付けています。しかし、このII-3-6-1-2(14)⑩が非対面式募集等、すべての販売チャンネルに適用されるのかが明らかではありません。たとえば金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」（保険会社監督指針）のII-3-5-1-2(17)⑩（注2）は、民間保険会社が電話・郵便・インターネット等の非対面式募集を行う場合にも意向確認書面の交付を義務付けています。特にJA共済が将来、電話・郵便・インターネットや他の非対面式募集を通じて会員に商品を販

売する可能性があることに鑑み、JA共済が民間保険会社と同じ規制下に置かれることを確保し、消費者を保護するために、指針のII-3-6-1-2(14)⑩が、利用者のニーズに合致しているかの確認を特に必要とする商品について、非対面式募集を含むすべての販売チャンネルに適用されることを要請いたします。また、すでに現行指針のII-3-6-1(13)⑤では非対面式募集の場合にも契約概要・注意喚起情報を交付するよう規定しており、意向確認書面についても、この点と整合させる必要があります。

2. 指針のII-3-6-1-2(2)⑤キ（イ）は、満期共済金、解約返戻金等、共済契約者に起因する支払いが生じる場合等、共済契約者等への適切な通知が必要な場合について規定しています。ACCJは、保険会社監督指針のII-3-5-2(2)⑤キ（イ）と同様、利用者に起因する失効返戻金の支払い時においても適切な通知が必要であることを明記していただきたくお願い申し上げます。

以 上